

資産管理会社への委託の基本方針上の位置付けの明確化について

1. 資産管理会社への委託業務の概要

再資源化預託金等の運用にあたっては、「再資源化預託金等の運用の基本方針」に基づき、保有債券等の資産管理実務(証券の保管・管理、証券・資金の受渡し・決済、利配金・償還金の受領等)の資産管理会社(信託銀行)への外部委託を行っているところ。

資産管理会社はあくまで、こうした資産管理実務を行うものであるが、その業務に際して、再資源化預託金等及びその運用に伴う利配金・償還金を金銭の形態で一時的に資産管理会社(信託銀行)の信託財産として管理されることになる。決済のタイミングにより発生したこの一時的な金銭の信託は信託収益を生じさせる一方、現在の運用の基本方針においては、金銭の信託は運用対象資産として位置付けられていない。

2. 「再資源化預託金等の運用の基本方針」の変更について

こうした状況を踏まえ、位置付けの明確化の観点から、運用対象資産に金銭信託を追加することとする(別紙参照)。

なお、法律上においても、再資源化預託金等の運用方法は制限されているが、信託銀行への金銭信託は認められているため問題ない。(自動車リサイクル法第97条第1項第3号)

以上